

1 試薬・試液等

2 9.41 試薬・試液

3 前文を次のように改める.

4 試薬は日本薬局方における試験に用いるものである。日本薬
5 局方において容量分析用標準試薬、特級、1級、水分測定用な
6 どと記載したもの又は単に試薬名を記載したものは、それぞれ
7 日本産業規格試薬の容量分析用標準物質、特級、1級、水分測
8 定用などの規格に適合するもので、試験法は日本産業規格試薬
9 の試験法に従う。認証標準物質と記載したものは、JIS Q0030
10 に基づく認証書が付けられ、国際単位系へのトレーサビリティ
11 が保証された標準物質であり、国立研究開発法人産業技術総合
12 研究所計量標準総合センター及び認証標準物質生産者が供給す
13 る。日本薬局方の試薬名が日本産業規格と相違する場合は、こ
14 れを併記する。医薬品各条に記載したものは、医薬品各条の規
15 格に適合するものである。単に試験法を記載してある試薬につ
16 いては、日本薬局方の試験法を準用する。ただし、性状に関す
17 る規定は参考に供したものであり、適否の判定基準を示すもの
18 ではない。

19 分子式に続く[]の中に示したKで始まる番号は、日本産業
20 規格(JIS)に記載された試薬の規格番号である。例えば、アセ
21 トアルデヒドの場合のK 8030は日本産業規格番号JIS K 8030
22 を意味する。

23 試液は日本薬局方における試験に用いるために調製した液で
24 ある。

25

26